

# 安全運転管理者 の業務拡充！

【酒気帯びの有無確認、記録、1年間保存】

- ◎ 令和4年 4月1日（金）～ 目視等で確認
- ◎ 令和4年10月1日（土）～ アルコール検知器で確認

## 安全運転管理者の皆さんへ！！

- ☆ 道路交通法施行規則の改正により、安全運転管理者の業務として「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」の**酒気帯び確認等**が義務化されました。
- ☆ これと同時に「確認内容の記録」と「記録の1年間保存」についても義務化となりました。
- ☆ 静岡県警察のホームページに  
「**道路交通法施行規則の改正に関する質疑応答集**」  
が掲載されています。
- ※ **静岡県警察** ⇒ **申請・手続き** ⇒ **安全運転管理者制度**  
⇒ **安全運転管理者の業務** ⇒ **業務の追加**
- ☆ 「**酒気帯びの有無等確認表**」は、当協会会員用の  
**安全運転管理に必要な資料のダウンロード**  
からも活用できます。

